



















エ 「提案募集方式」については、地方分権改革を着実に進める取組として、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

その際、地方が示す具体的な支障事例等だけでなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

オ 指定都市に関しては、地方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う税財源を持つ新たな大都市制度「特別市」の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

カ 国庫補助負担金については、国と地方との役割分担を見直したうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金等を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

キ 地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

ク 国と地方の協議の場については、法に基づく分科会も含め、国と地方が対等な立場で、政策の企画・立案の段階から実効性のある協議を十分に行い、特に、地方自治に影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させること。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように法改正を行うこと。

## (7) 国庫補助負担金等の充実について

国が推進する「デジタル田園都市国家構想」や 2050 年カーボンニュートラルの実現に関する取組は、地方自治体にとっても地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて積極的に取り組むべき施策であるものの、行政基盤の D X 化や温室効果ガス排出量削減に向けて実施すべき事業の内容、規模、事業費等は、国庫補助等を活用してもなお地方自治体の負担は膨大な額となることから、国の施策に呼応して積極的に取り組む地方自治体に対しては、ランニングコストも含めた補助率のかさ上げや、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等地方負担分に充当可能な補助金等の恒久化など、更なる財源を積極的に配分すること。

## (8) 防災・減災対策のための支援制度について

- ア いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と、電気・ガス・水道、公共交通をはじめとした様々なライフラインや行政サービスを回復し、災害から速やかに復興を遂げる「しなやかさ」を持った「地域の強靱化」の視点でのまちづくりが必要とされていることから、その推進にあたっては、交付金・補助金を拡充する等、自治体の取組を財政的に支援すること。
- イ 「地域の強靱化」において、自ら避難することが困難な要配慮者の避難支援体制の整備が、安全・安心な社会の実現に向けた喫緊の課題であることから、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、自治体ごとの進捗に格差が生じることを防ぐため、普通交付税の不交付団体も含め作成に係る所要経費の支援を行うこと。
- ウ 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債については、起債充当率が100%、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるものであり、その期限は令和7年度までとされているが、昨今における防災・減災対策や自然災害防止対策の必要性に鑑み、同事業債の期限を延長すること。

## (9) マイナンバーカードの普及に係る財政的支援について

マイナンバーカードの交付において、令和6年度までに健康保険証や運転免許証との一体化を目指す国の方針等によりカードをデジタル化の基盤と位置付けているため、取得需要が上がり、取得に係る手続件数の高止まりが見込まれることから、自治体においては平日夜間や土日祝日の交付体制を含め、現行の普及体制を維持する必要があるため、国が所要経費の財源をすべて確保すること。

## (10) 情報システムの標準化について

- ア 地方自治体の情報システムの標準化については、令和7年度末までに、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、地方公共団体情報システム機構に基金が造成されたが、今後も基金の用途の拡充や、情報システム関連の市場価格等の実情を勘案した増額を図るなど、普通交付税措置とすることなく、地方自治体の負担とならないよう継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- イ 情報システムの標準化・共通化に係る標準仕様書における業務フロー等について、AIやRPA等の最新技術をどの業務プロセス上で利用可能か、あるいは実施済みの自治体があるか等を把握・活用できる環境を提供すること。
- ウ 各自治体の個別システムについて、業務フロー等を登録・閲覧できる環境を整備することにより、全国で類似業務を実施している場合に標準化・共通化が図れるような仕組みを設けること。

## (11) 行政のデジタル化への支援について

ア 自治体のデジタル化を進めるに当たって必要となるシステム導入費やシステムの運用・保守等に要する経費への継続的な財政支援を行うこと。また、C I O補佐官等の役割を果たす人材の活用や、それに値する業務委託に対する特別交付税を継続するとともに、デジタル化の推進に関わる業務委託に対して継続的な補助金制度の創設を行

うこと。

イ 地方公共団体における契約手続の電子化を迅速かつ円滑に実現できるよう、これをデジタルガバメント実行計画の「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き」と位置付けたうえで、地方公共団体に向けた電子契約システムの標準的な仕様を示すとともに、必要な財政措置を講じること。

ウ オンライン手続やテレワーク、オンライン会議などの導入を推進し、「新しい生活様式」に即した行政運営により、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、ICT機器の整備及び円滑な運用環境の構築・維持に対する補助制度の創設を行うなど、必要な施策を積極的に講じること。

## (12) 基幹統計調査の調査方法の見直しについて

国勢調査等の国が所管する基幹統計調査について、調査員のなり手不足、調査対象世帯の個人情報保護意識の高まりや生活様式の変化などにより、従来どおりの方法では調査に対する信頼や精度を保つことが難しくなっているため、デジタル技術や住民基本台帳等を活用した効率的で精度の高い調査方法への見直しを行うこと。

## (13) 地方創生に関する取組について

新しい生活様式が求められる中、真に実効性のある地方創生が必要となるため、社会経済の大都市集中から、人と産業、経済の地方への分散が進むよう、財政措置を含め重点的に取り組むこと。また、地方への移住及び企業の進出が進むよう、土地利用等の規制緩和策を講じること。

## (14) 家庭裁判所出張所の併設について

距離的・時間的な要因で司法を均一に受ける権利に格差が生じることがないように、管内人口の規模、交通事情、事件件数などの観点も踏まえて、必要と認められる地域の簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設すること。

## 2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について

我が国は世界的に例を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、このことが経済や社会保障、地域福祉に重大な影響を与えているとともに、地域住民の福祉施策に対するニーズを多様化させている。

こうした中、高齢者施策としての介護保険制度や子育て施策の充実強化、さらには地域における保健医療体制の維持や福祉施策の充実強化が強く求められている。

一方、地方自治体においては、地域住民の誰もが安心・安全に、また豊かに生活を送っていただけるよう、温もりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて、不断の努力をしているものの、少子高齢化の影響等により、依然として厳しい財政運営を強いられている。

このため、今後の更なる福祉施策等の充実強化に向けて、安定的な財源確保を含む社会福祉に係る各制度の抜本的な見直しが急務である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) こどもの医療費に係る全国一律の助成制度の創設について

こどもの医療費助成事業に対する国庫補助制度の創設及び全国一律の新たな制度や仕組みを構築すること。

### (2) 子ども・子育て支援新制度の各事業に係る財政負担の充実について

ア 子ども・子育て支援新制度における経過措置を早期に廃止し、教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分については、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することがないよう制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすること。

イ 子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める特例措置分の財源措置のうち、令和2年度より増加した市の追加負担分について、令和元年度のとおり子ども・子育て支援交付金での国の10割負担とすること。

### (3) 幼児教育・保育の無償化に伴う対応について

ア 幼児教育・保育の無償化に伴い、国が補助対象を拡大した部分に係る財源については、地方交付税に委ね一般財源化することなく、国が責任を持って全ての財源を確保すること。また、幼児教育・保育の無償化に伴い支給している施設型給付費について、令和2年度から適用となった土曜日に閉所する場合の減算対応の見直しを行うこと。

イ 幼児教育・保育の無償化に伴い新たに発生した事務手続きについては、市町村が施設・事業ごとに償還払いと法定代理受領を選択している形式を全国一律の運用となるよう国主導で統一を図るとともに、事業者の事務経費に対する国の補助制度を創設すること。

ウ 2号認定の副食費については、保護者に負担を求めるのではなく、公定価格に含め、国、県、市町村の負担とすること。

エ いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもに対し、国は新たな助成制度を創設したところであるが、幼児教育・保育の無償化制度の助成額と差が生じていることから見直しを行うこと。

#### **(4) 保育料多子軽減の拡充について**

満3歳未満保育認定子どもの保育料多子軽減について、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して第2子、第3子を産み育てられる環境を整えるため、兄弟の年齢や利用施設に関わらず、すべての多子世帯に適用すること。さらに、第2子の保育料について、無償化を進めること。

#### **(5) 病児保育事業の補助の充実について**

現行の補助制度では、病児保育の提供体制を安定して確保することが困難な状況となっていることから、運営事業者が安定的に病児保育を提供できる補助制度となるよう見直しを行うこと。

#### **(6) 幼児教育・保育における待機児童対策について**

ア 増え続ける保育需要に対応するため、保育所整備への補助金等の充実を図り、待機児童を生じさせない対策を速やかに実施すること。

イ 保育士不足の解消を図るとともに、自治体間の財政力による格差を生じさせないよう全国一律の処遇改善等の支援策を充実すること。

ウ 保育士の確保について、財政力に基づく都市間競争とならないように、経験年数7年以上の保育士等の報酬に月額4万円を加算する制度（処遇改善等加算Ⅱ）の給付金額は実人数に基づいて算出するよう、制度変更を行うこと。

エ 待機児童の解消を図るため、定員区分が上がると子ども1人当たりの単価が下がる公定価格の仕組みを見直して、既存保育所等の定員増が促進される制度とすること。

#### **(7) 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計**

大都市圏の出産費用が高額であることを踏まえ、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金とかい離がある神奈川県を含む大都市圏等に対する、出産育児一時金の地域加算制度を構築すること。出産費用における保険適用の検討にあたり、自己負担額は全額公費で賄うとともに、公費負担については、国による財政負担を前提に進めること。また、地域間の費用格差を踏まえ、大都市圏の医療機関等の経営に配慮した制度設計とするとともに、各施設が工夫を凝らして実施している独自サービスに対する妊婦の選択の幅が狭まることのないよう、保険適用の範囲の整理にあたっては、様々な課題を踏まえ、丁寧に検討すること。

#### **(8) 重度障害者医療費に係る全国一律の助成制度の創設について**

重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図り、国策として全国一律の身体・知的・精神障害者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

### (9) 市町村地域生活支援事業に係る財源確保について

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、市町村の超過負担が生じないよう、補助割合を「国 50/100・都道府県 25/100」と明確に定め、圧縮等することなく上限どおりの額を交付すること。

### (10) 生活保護制度の充実について

生活保護費負担金は、全額国庫負担とするとともに、全国的に生活保護受給世帯数が高い水準にある状況を踏まえ、雇用労働政策や年金制度など社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

### (11) 介護保険制度の充実について

ア 介護保険給付費負担金については、国庫負担 25%のうち 5%を調整交付金として交付しているが、これを別枠として確保し、国庫負担 25%を全保険者に交付すること。

イ 介護人材確保に向けて、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うとともに、各自治体の財政力等による格差解消のために全国一律の処遇改善等の支援策を充実すること。

ウ 令和 6 年度介護報酬改定に向けて、地域における安定した介護保険サービスの提供が図られるよう、地域に即した「地域区分」の見直しについては市町村ごとの決定ではなく、生活圏の実情を把握し、同一圏内の地域については同一区分とすること。

エ 令和 6 年度介護報酬改定に向けて、基本報酬及び補足給付に係る基準費用額を引き上げるなど、物価高騰に伴う影響を介護報酬に適切に反映すること。また、共生型サービスの普及に向けて、基本報酬の減算の取扱いを見直すこと。

### (12) 難聴高齢者に対する全国一律の把握基準や支援基準の創設について

認知症発症の危険因子の一つである難聴について、難聴と認知症発症の関連性を明らかにするとともに、難聴高齢者の把握方法や補聴器の使用条件など、全国一律の把握基準や支援基準を創設すること。

### (13) 国民健康保険制度における安定運営に向けた財政支援について

ア 国民健康保険の財政基盤強化のため、平成 30 年度制度改革以降の公費 3,400 億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる充実を図ること。

イ 令和 2 年の法改正により、令和 4 年に被用者保険の適用対象が短時間労働者に拡大されるとともに、事業所の規模要件が引き下げられ、令和 6 年には更なる被用者保険の適用拡大が実施される。これにより、国民健康保険における無所得・低所得者層の加入割合が増加し、保険税の応能割（所得割）分が減収となることで財政のひっ迫は避けられないことから、国において無所得・低所得者数に応じた新たな財政措置を講ずること。

ウ 市町村が医療費助成等を行っている場合における、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置は、全面的に廃止すること。

#### **(14) 医師及び看護師の確保対策について**

産科医不足は全国的な問題となっており、さらに令和6年度からの医師の働き方改革による影響を踏まえ、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策を打ち出すなど、早急な産科医療の確保に向けた対策を講じること。

#### **(15) 定期予防接種の充実について**

ア 全ての定期予防接種に係る経費は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とするなど、市町村間において費用負担の格差が生じることがないように、適正な措置を講じること。

イ 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失した方が予防接種の再接種を受ける場合、全額を自己負担しなければならないことから、再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けるとともに、予防接種による健康被害救済制度の更なる充実と、審査審議の迅速化を図ること。

ウ おたふくかぜワクチンの定期接種化について、国で検討を続けていると承知しているが、定期接種の実現化に向けて更に議論を進めること。

#### **(16) 短期入所事業所の充実について**

強度行動障害児者、重度心身障害児者、医療的ケアが必要な者（子ども含む。）の需要に対応できる短期入所事業所が少ないため、急病による介護者不在などの緊急時にも対応できる短期入所事業所増加のための施設整備助成などの支援や専門的人材の育成事業、人員確保のための財政措置、緊急受入れの際の加算の設定などの既存施設への支援等、現況を改善できるような支援策を講じること。

#### **(17) 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援について**

避難行動要支援者の個別避難計画作成時に係る福祉専門職の報酬等の事務経費について、財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、直接充当できる補助制度を新たに創設するなど、国が責任を持って個別避難計画作成に必要な財源を確保すること。

### 3 教育文化行政の充実強化について

暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、学校教育には、地域に根ざした特色ある教育や、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い対応が求められている。子どもたちが持つ可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等・中等教育が担う役割は非常に重要である。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり、学校給食の充実等、多くの教育課題の解決に向け努力している。一方、教員採用試験の受験者数が減少傾向になるなど、教職員配置等の充実が全国的な課題となっており、課題解決のためには、教職員定数の拡充や教職員の働き方改革等が不可欠である。

また、令和2年度からの学習指導要領の完全実施に伴う外国語教育の充実、GIGAスクール構想の推進に伴う端末・校内ネットワークの更新・維持・管理に係る財政負担や、ICT教育に係る人材不足等が課題となっている。

さらに、子どもたちが安全で、安心して快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の整備等も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

#### (1) 教職員配置等の充実について

ア 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保や働き方改革の観点から、スクールサポートスタッフの全校配置を継続及び拡充するとともに、少人数指導、専科指導、TT指導及び読書指導等を推進するため、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。特に、小学校における教科担任制の推進については、必要な定数改善を着実に実施するとともに、学校の実情に合わせて効果的に活用できる配当要件とすること。また、中学校を含めて、30人を学級編制の標準規模とするよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を図るとともに、所要の財源措置及び教職員確保に向けた対策を講じること。

イ 教員定数に対する新規採用者の配当、産前・産後休業や育児休業取得者等に対する代替補充に欠員が生じるなど、教員のなり手不足が深刻化している。近い将来、公教育の維持自体が困難となることも懸念されることから、安定的に学校運営を行うことができるよう、教員のなり手不足の解消、人材確保のための具体的な措置を講じること。

ウ 学校栄養職員の配置においては、学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に学校栄養職員を配置すること。

エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実のため、スクールカウンセラー等の活用に対する十分な財政措置を講じること。



オ 特別支援学級等に在籍する専門的な教育支援を必要とする児童生徒に対応するため、学級編制の見直しや教職員の定数改善を講じること。

## (2) 外国語教育の効果的な推進について

ア 令和2年度からの学習指導要領に基づく小学校の外国語活動及び外国語科について、専科教員を全校配置すること。

イ 小中学校等における外国語教育を充実するため、ALTの配置に係る経費について、必要な財政措置を拡充すること。

## (3) 部活動の地域移行について

部活動の質的な向上と部活動指導体制の充実を図るとともに、教職員の働き方改革に寄与する部活動の地域移行を進めるため、部活動指導員の人的配置の拡充に向けた、十分な財政的措置を講じること。

## (4) 学習環境の充実について

ア 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できるシステムを構築すること。

イ 小中学校における学習指導の充実に向けたICTを活用した教育を推進するため、タブレット端末やネットワーク環境の整備に係る経費及び整備後の更新等に係る経費について、必要な財政措置を講じること。また、整備した機器を効果的に活用するため、ICT支援員の配置に必要な財政措置を講じるなど、支援体制の充実を図ること。

## (5) 学校施設等の整備について

ア 公立学校施設における老朽化対策、給食施設及び空調設備の整備を推進するため、学校施設環境改善交付金については、財源を十分に確保するとともに、配分基礎額の算定要件見直しや対象事業の拡充を図ること。

イ 災害時における避難所、地域コミュニティ形成に向けた機能等、まちづくりにおいて重要な役割を担う学校施設について、他の公共施設との複合化を図り、計画的・効率的な施設整備を進める必要があることから、地方公共団体が策定した個別施設計画に基づき実施する学校施設の建て替えに対する補助制度を創設すること。

## (6) 災害共済給付制度の見直しについて

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度（医療費）」について、より利用しやすい制度となるよう手続の簡素化等を講じること。

## (7) 文化財の保護について

ア 国民共有の文化財が効率的かつ効果的な管理下で保全できるようにするため、管理団体の指定に係る地権者同意等の要件緩和や、維持管理行為に係る財政措置等、必要な措置を講じること。

イ 歴史的建造物の保存と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理等事業費に係る国庫補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とすること。

## 4 基地対策の充実強化について

神奈川県内には12箇所約17㎢に及ぶ米軍基地があり、その多くが人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺住民は長年にわたり、航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。

国において、従来から、基地周辺対策がなされているが、基地周辺住民への十分な対策とはなっておらず、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 基地負担の解消、基地の返還等について

ア 基地が所在することに起因する航空機騒音・振動や事件・事故に対する不安、まちづくりへの支障など、基地周辺住民の負担解消に向けた取組を、より一層進めること。

イ 米軍基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害となっていることから、基地機能を整理、縮小し、返還を図ること。特に、市民生活の利便性向上や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。

ウ 厚木基地については、空母艦載機の移駐による人員の減少等により利用頻度の減少が考えられる施設等の返還を行うこと。

エ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため、実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

オ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設については、速やかに施設の整備を進め、必要に応じ、明確な情報提供をすること。なお、日米両政府間において、できる限り着陸訓練を硫黄島で実施することが了解事項とされていることから、硫黄島での着陸訓練全面実施をすること。

カ 池子住宅地区及び海軍補助施設の共同使用地（約40ヘクタール）等について、早期返還を実現するとともに、共同使用開始に伴い、米軍に代わり市が負担する経費を勘案し、十分な財政措置を講じること。

### (2) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金における国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との較差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置を講じること。また、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第5条により指定される第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により国が取得した国有財産の所在に伴う市税の減収に対する補填がされるよう措置すること。

### (3) 基地周辺住民及び市への支援について

長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び市に対しての支援や補助、周辺対策等を多大な負担の実情に見合った制度となるよう、より一層の強化を図ること。

## 5 都市環境行政の充実強化について

地域社会における快適な都市環境及び生活環境の形成を推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた総合的な廃棄物処理政策を推進することが重要である。

特に、廃棄物処理施設は他の公共施設と比べ、より一層環境に留意して取り扱う必要のある施設であり、廃止した廃棄物処理施設は早期に解体する必要がある。

さらに、自然災害が猛威を振るっている昨今、災害が発生した際の災害廃棄物処理は被災地域の速やかな復旧、復興には欠かせないものである。

また、地球温暖化対策に世界を挙げて取り組むことが待ったなしとなる中で、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、2030年度までに温室効果ガスを46%（2013年度比）削減することを目指し、公共建築物等におけるZEB化の推進等が求められている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 廃棄物処理施設の解体について

廃棄物処理施設の解体について、跡地利用をせずに更地にする場合、又は、ごみ処理施設以外の施設を整備する場合、若しくは、解体する施設との関連性・連続性がない場合も含めた新たな処理施設を整備済である場合であっても、解体費を循環型社会形成推進交付金の交付対象に位置付けるか、新たな交付金制度を創設すること。

### (2) 災害廃棄物処理に係る補助金・交付金の拡充について

災害廃棄物処理は、被災地域の速やかな復旧、復興には欠かせないものであることから、補助対象を拡大し制度の拡充を図ること。また、平時における被害を想定した事前対策についても、補助を拡大すること。

### (3) 海岸漂着物・海中ごみ対策について

ア 海岸漂着物等の処理・対策に係る地方自治体への支援を継続し、十分な財政措置を講じること。また、観光客を含む来場者が排出するごみの回収についても、地方自治体への支援を行うこと。

イ 海中ごみ・海岸漂着ごみの実態把握調査を行うとともに、特に内陸部で生じたプラスチックごみ等を河川でくい止める手法や、海岸を有する自治体だけでなく、内陸部の自治体や事業者等、多様な主体が関わる広域的な視点による処分の仕組みを国の施策として制度化すること。

### (4) プラスチック資源循環に係る費用負担の見直しについて

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック製品の分別・リサイクルに当たっては、容器包装リサイクル法の基本理念を踏まえ、自治体の費用負担を早期に見直すこと。また、拡大生産者責任の考え方にに基づき、プラスチック製容器包装も含めた収集からリサイクル段階までの費用負担を見直すこと。

## (5) 土壌汚染対策について

土壌汚染対策法に基づく要措置区域に係る汚染の除去等の措置に当たっては、土地の形質の変更は禁止されているが、事業所等の敷地全体を規制するものではなく、会社倒産による工場跡地では土地の分筆、開発、土地の転売等により、問題が複雑化する可能性があるため、要措置区域に立地する事業所跡地等の敷地全体まで含めた範囲での措置完了を目指す規制の創設、環境大臣等が指定する実施措置機関等による適正な措置の担保、法令順守の抑止力としての罰則を強化することなど、適正な措置が確実に講じられ、要措置区域の周辺を含めた適切な土地利用が図られるよう、制度を見直すこと。

## 6 都市基盤の整備促進について

少子高齢化への対応や経済の活性化、国民の安心・安全を図り、個性と活力にあふれた豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、都市基盤の整備等を一層進めていく必要がある。

しかしながら、地方自治体が取り組むインフラや地域振興施設の整備、公共施設や公有財産の維持管理、地域経済の活性化や沿線住民の住環境向上のための道路の整備、充実した鉄道ネットワークを構築するための運輸・交通施策、国際競争力の強化や国民の安心・安全のための港湾・海岸の整備、集中豪雨や地震等の災害発生時における河川の増水や津波の遡上から流域住民の生命や財産を守るための河川等治水事業等には多くの課題があり、いずれも早期に対策を講じることが求められている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 道路の整備促進について

ア 首都圏中央連絡自動車道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路については、慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保、沿線住民の住環境の向上、中央自動車道及び関越自動車道へのアクセス向上等の整備効果を早期発現すべく、事業を推進すること。また、自然環境、工事の安全や沿線環境等に十分な配慮を行うことや、本線と一体的に整備する必要があるアクセス道路の事業費を確保すること。

**【横浜、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎】**

イ 新東名高速道路の海老名南 JCT 以東の計画については、慢性的な渋滞状況が発生している東名高速道路との交通機能の分担による高速性の確保や広域物流の営業エリアの拡大、観光地へのアクセス性の向上が図られることによる地域発展及び交流の拡大化、ダブルネットワークによる、災害への対応力及び減災力の強化、一般道を利用する大型車両の減少による交通需要の変化といった効果を実現するため、計画を具体化し、本線延伸をすること。**【海老名、藤沢、伊勢原】**

ウ 国道 357 号について、事業化区間を着実に整備するとともに、整備に当たっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。**【横浜、横須賀】**

エ 厚木秦野道路について、有料道路事業など様々な整備手法の検討を行うとともに、全線事業化と早期整備を図ること。**【秦野、厚木、伊勢原】**

オ 県が事業主体である都市計画道路西海岸線や三浦半島中央道路をはじめとする三浦半島の幹線道路の早期整備に向けた着実な事業費を確保すること。**【三浦、横須賀】**

カ 社会資本整備総合交付金については、緊急輸送路等の整備、子どもの移動経路等の生活空間における交通安全対策の推進のため、着実に事業費を確保すること。**【横浜、相模原、平塚、藤沢、小田原】**

キ 狭あい道路の解消による安全で良好な住環境の整備や建築活動の円滑化を図るため、地方自治体を実施する狭あい道路整備等促進事業の拡幅整備に要する費用について、事業を継続し、支援を行うこと。**【伊勢原、川崎、相模原、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、秦野、厚木】**

ク 重要な補助国道（都道府県や指定都市が管理する国道）である一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区の整備に対して、計画的かつ重点的な支援を行うこと。

**【横浜】**

- ケ 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費を確保すること。【横浜】
- コ 地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金が引き下げられるよう、県道路公社に対し、国の立場から技術的指導等の支援を強化すること。【三浦】
- サ 神奈川県西部と静岡県東部の県境一帯は、多くの国際的観光資源が集積する地域となっているが、急峻な地勢柄、主要な幹線道路が走る海岸線や箱根周辺はいずれも脆弱な道路環境にある。そのような中、令和3年7月の豪雨では、静岡県熱海市で発生した大規模な土石流により交通が寸断され、当該地域の脆弱な道路環境が改めて露呈した。激甚化する災害に備えるとともに、当該地域の回遊性を向上させるため、神奈川と静岡を結ぶ道路ネットワークの強化に資する伊豆湘南道路の計画を推進すること。【小田原】

## (2) 水道施設の整備について

ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化をより促進するため、生活基盤施設耐震化等交付金について、補助採択基準に係る資本単価要件の撤廃、または大幅な引き下げなどの財政支援を拡充すること。【小田原、横浜、三浦】

## (3) 水道事業体の県営水道への統合支援について

県下の水道事業体で県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、積極的に統合することを求めるように県に対して働きかけるとともに、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺の事業体に対して、制度的・財源的支援の体制を整えること。【三浦】

## (4) 下水道施設の整備について

- ア 下水道施設の整備に係る社会資本整備総合交付金を十分に確保すること。【川崎、横浜、相模原、横須賀、平塚、藤沢、逗子、三浦、秦野、綾瀬】
- イ 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まるとともに、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が今後増加していくことは必至であることから、老朽化対策に係る事業費について、必要な財源を確保すること。【川崎、三浦、大和、横浜、相模原、横須賀、平塚、藤沢、逗子、秦野、綾瀬】
- ウ 内水浸水の災害防止の観点から、事前防災対策も含めた中長期にわたる継続した予算の確保を行うとともに、補助率の嵩上げも可能とする予算制度を創出すること。【川崎、相模原、横須賀、平塚、藤沢、逗子、秦野】

エ いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていくという「地域の強靱化」が必要とされていることから、その推進にあたっては、国が所管する施設（道路等）の雨水処理機能の見直しを図るとともに、交付金・補助金を拡充することも含め、幅広い見地から自治体が行っている浸水被害軽減対策に対し支援を行うこと。  
【厚木、横須賀、平塚、藤沢、逗子、秦野】

#### (5) 河川等治水事業の推進について

ア 平成 28 年 5 月に国土交通省が発表した相模川の洪水浸水想定区域図によれば、浸水区域が従前の想定と比較し、約 2.4 倍に拡大した。また、令和元年東日本台風では、国・県が管理する河川の 140 もの箇所では堤防が決壊し、各地に甚大な被害を及ぼした。堤防未整備箇所が多い相模川において、このような被害を未然に防ぐためにも、国道 1 号より下流（平塚市馬入、茅ヶ崎市中島地区）について、早急に段階的整備を実施するとともに完成堤防の整備方針・整備時期を明確にすること。【平塚、茅ヶ崎】

イ 緊急浚渫推進事業債については、今後の気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化を見据えると、当初 5 箇年の緊急的に実施する必要がある箇所以外の土砂堆積の多い維持管理上重要な区間についても対策が必要であることから、令和 7 年度以降も継続すること。【相模原、横浜、小田原、逗子、綾瀬】

#### (6) 急傾斜地崩壊対策の推進について

ア 急傾斜地崩壊対策事業の推進のため、国庫補助採択要件の緩和と、それに伴う財源の確保を行うこと。また、土砂災害特別警戒区域内の土地に関する防災措置について、新制度を創設すること。【座間、川崎、相模原、鎌倉、小田原、逗子】

イ 大規模災害発生時の避難場所等として指定している施設等を土砂崩れ等の災害から守るための対策に係る経費について、補助制度を拡充すること。【厚木、川崎、相模原】

#### (7) 社会資本整備総合交付金について

インフラ整備等に係る社会資本整備総合交付金について、要望額と配分額に乖離があり、財源に基づく事業計画の執行に支障をきたしていることから、地方が必要とする総額を確保するとともに、地方自治体ごとに要望額に対する配分額の割合に極端な格差をつけることなく、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。【秦野、座間、南足柄、平塚、逗子】

#### (8) 公園、緑地の整備について

ア 適切な国県市の役割分担及び財政措置の元に歴史的風土や近郊緑地等の地域制緑地が保全されるよう、柔軟な補助制度の構築を行うこと。また、地域ごとの公園整備の取り組み状況や整備する公園緑地の目的に応じて、都市公園等整備水準や費用便益比等の要件を緩和すること。【鎌倉】

イ 公園施設長寿命化対策支援事業の採択基準となる最低限度額（事業計画期間における事業の合計国費が 15 百万円×計画年数以上）の廃止若しくは減額をすること。  
【逗子、鎌倉】



## (9) 鉄道施設の整備促進について

- ア 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線）は、相鉄・JR直通線が令和元年11月に開業し、相鉄・東急直通線は令和5年3月に開業しているが、事業期間としては令和6年度末まで残工事等が予定されていることから、国としても引き続き着実に事業を推進すること。【横浜】
- イ 充実した鉄道ネットワークを構築するために、高速鉄道3号線の延伸等、計画路線の事業化に向けた取組や整備制度の改善に向け、積極的に支援すること。【横浜】
- ウ 「相鉄いずみ野線延伸」については、神奈川県央部と横浜市中心部や都心部とのアクセス利便性の向上のため、計画路線の事業化に向けた取組に対する技術的な支援や、新たな財政的な支援制度創設などの支援を行うこと。【藤沢】

## (10) 港湾の整備促進について

- ア クルーズ船利用者を含めた観光客の満足度向上を図り、地域経済活性化につなげていくため、臨海部の賑わい創出に積極的な支援を行うこと。【横浜】
- イ コンテナ貨物や自動車貨物等の取扱機能の強化を図るため、先進的な港湾施設の整備に対する支援を行うとともに、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化を図るために必要な港湾コスト低減やロジスティクス拠点形成等の取組に支援を行うこと。【横浜、川崎】
- ウ 頻発する大型台風等による高波や高潮、大規模地震による津波からの被害を防ぐため、海岸保全施設等の整備への支援を行うこと。【横浜、川崎、小田原】
- エ 港湾物流機能の強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設の整備等を促進すること。【川崎】
- オ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化にかかる事業の拡充を図ること。【川崎、横浜】
- カ 新たな港の賑わい創出や地域の活性化を図るため、川崎港において観光船等の受入れに必要な検討や支援を行うこと。【川崎】
- キ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じたカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進するための取組に積極的な支援を行うこと。【横浜、川崎】

## (11) 水産基盤の整備促進について

- 国民への安全・安心な水産物の提供のため、利用範囲が全国的な特定第三種漁港である三崎漁港における高度衛生管理に対応した冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策の拡充等、水揚から加工・流通まで一貫した高度衛生管理に関する取組を推進するとともに、地域の活性化を図る取組である海業を推進するための新たな支援メニューの拡充と十分な予算を確保すること。【三浦、横須賀】

## (12) 都市整備の推進について

最先端ヘルスケア産業、研究機能の集積地としての新たな拠点整備を目指す藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区のJR東海道本線新駅設置を伴う一体的なまちづくりは、我が国の国際競争力の強化にも資するものであることから、国の重点配分方針にも合致する土地区画整理事業及び新駅設置等を含む交通結節点整備への財政的支援を行うこと。

【鎌倉、藤沢】

## (13) ロードプライシング（エリアプライシング）の推進について

多くの歴史的遺産が在る鎌倉地域の交通渋滞の抜本的な解消を目指し、（仮称）鎌倉ロードプライシングの導入に向け、より一層の制度面、技術面及び財政面の支援を行うとともに、導入に向けた社会実験や実施に当たっての補助制度の充実、課金効率を高めるための車両へのETC装着義務化に向けた施策を実施すること。【鎌倉】

## (14) 水上オートバイの適切な利用について

水上オートバイの飲酒操縦及び危険な操縦の取締りの徹底及び水上オートバイによる大きな排気音や海上での大音量の音楽等を流すことについて規制すること。【逗子、鎌倉】

## (15) コンパクト・プラス・ネットワークの推進について

安心・安全で持続可能なコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを推進するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業（社会資本整備総合交付金）」における、危険住宅に代わる住宅の建設、購入等に要する資金の借入金利子相当額の費用の交付について、事業の実効性を高めるため、当該住宅の建設、購入等に係る経費に対する直接補助制度に拡充すること。併せて、移転後の跡地の維持管理に係る所有者の負担を軽減する制度を創設すること。【厚木】

## (16) 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）の推進について

ナラ枯れ被害の防除対策を推進するため、森林病虫害等防除事業費補助金について、予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化すること。また、公園・緑地におけるナラ枯れ被害対策に資するよう既存の補助制度を拡充するとともに、必要に応じて補助制度を創設すること。【相模原、小田原、厚木、南足柄、綾瀬】

## (17) 観光施設の整備について

誰もが快適に楽しめる観光空間を実現するため、観光施設の整備・充実が重要課題のひとつに掲げられる。しかし、近年のインフラ維持に対する負担の増加及び国庫補助制度の補助率の減により、優良な観光空間の維持が困難となっている。今後、持続的な観光地として経営していくため、補助率の高い国庫補助制度を構築するなど、財政支援制度の充実を図ること。【鎌倉】

## 7 社会経済の動向に対応した支援について

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギーや原材料価格、生活物資の価格高騰、さらに円安の進行は、家計や企業等の社会生活の様々な分野に極めて甚大な影響をもたらしている。

住民と最も近い都市自治体においては、感染症対策や地域経済の回復に向けた支援に全力を尽くしているところであるが、住民の暮らしを守り、地域経済の一層の活性化を図るには、自治体や事業者に対する社会経済の変化に即応した国からの支援が必要不可欠である。

よって、国においては次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### (1) 財政支援について

コロナ禍後や原油価格・物価高騰に対応するための新たな財政需要に対し、地方の財政運営に支障が生じないよう適切な地方財政措置や交付金制度による支援を図ること。

### (2) 光熱費等の値上がりに伴う医療機関への支援について

全国的な原油価格や物価高騰により光熱費や食材料費の値上がりが続いているが、値上がり分については、別途入院患者等からの費用徴収が認められていないことなどから、病院及び有床診療所の経営を圧迫しているため、地域医療体制の維持に影響を及ぼすことのないよう、国において全国統一的に適時、適切な支援を講じること。

### (3) 農業及び畜産業経営に対する財政支援について

海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等により、農業用の肥料、飼料、資材、燃料などの価格が高騰し、農家及び畜産農家の経営は非常に厳しい状況であることから、経営安定に向けた対策を継続的に実施するとともに、制度の構築・運用に当たっては、活用しやすい仕組みとすること。

また、配合飼料については、価格が継続して上昇する状況下において、配合飼料価格安定制度では十分な補填を受けることができないことから、配合飼料価格安定制度の見直しを図ること。

### (4) 電気料金高騰に対する財政支援について

昨今のエネルギー価格の上昇に際し、政府において大手電力の電気料金や都市ガスの引下げ等の総合経済対策を講じているが、電気やガスと並ぶインフラである上下水道事業に対する直接的な支援策が必要となっている。また、電力の市場調達において大きな影響を受ける地域新電力に対しては、特に支援が必要となっている。

共に地域における重要なインフラであり欠くことのできない存在であることから、目下の厳しい経営環境にあって、これらの安定経営に係る支援を行うこと。

### (5) 地域経済対策について

世界的な金融引締め等が続き、海外景気の変動が我が国の景気に与えるリスクがある状況において、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響が地域の商工業の経済活動や市民生活における負担を大きく増加させている。

業績の回復と経営安定化の先行きが不透明な中で、令和4年に入り全国の事業者の倒産も増えてきていることから、現在国が実施している資金繰り支援制度の継続や内容の充実を図るとともに、中小企業の事業と雇用を継続させるための取り組みを強化し、事業の転換や新分野への進出、生産性の向上に取り組む事業者に対し、地域の商工会議所等と連携した伴走型の支援策を充実すること。

また、市民生活の負担軽減につながる支援策や消費喚起につながる需要刺激策についても継続的に行うこと。

#### (6) 「年収の壁」の改善による就労調整の解消について

政府は「賃上げ」を最重要課題として掲げ、消費を喚起して経済成長に資するとともに、若い世代の所得向上を通じて少子化対策にも効果を上げるとしているが、一方で、所得税、社会保険料などの負担が生じる、いわゆる「年収の壁」を意識したパートタイム労働者の就労調整によって、「賃上げ」が人手不足の解消につながらないという事態ともなっているため、地域の事業者に活力を与え、地域経済にも好循環をもたらすため、「年収の壁」となる制度を改善すること。また、改善にあたっては、地方税の減収等により地方財政を圧迫することがないように制度設計すること。